

実地調査（災害査定）における申請者の説明ポイント

○基本的な考え方

・A:災害 B:被害 C:復旧

・ 災害復旧費は A → B → C の関連性があるものに対し補助

※査定官は、AとBの関連性を確認して復旧方針を決定

・原形復旧 ・原形復旧不可能 ・原形復旧困難 ・原形復旧不適當

○説明の区分

区分1 A ・ 申請にかかる災害の説明 ⇒ 災害名や規模など
 ⇨ A「災害が原因」の認定

区分2 B ・ 認定された災害による被害の説明 ⇒ 施設の被害状況など
 ⇨ B「災害による被害」の認定

区分3 C ・ 認定された被害を踏まえた復旧工事内容の説明
 ⇒ A→B→Cの関連性を主眼として、内容をヒアリング
 ⇒ 査定官より示された「復旧方針」により査定
 ⇨ Cの確認

(例) 風災害の場合

- A 災害 (台風〇〇号により平均風速20メートルの風が南東より吹いた)
- B 被害 (建物の南東の屋根が剥がれた)
- C 復旧 (南東部分の剥がれた屋根を修繕)

区分1 A ・申請にかかる災害の説明

⇒台風〇〇号により平均風速20メートルの風が吹いた

☞A「台風〇〇が原因」の認定

区分2 B ・認定された災害による被害の説明

⇒ (南東からの平均風速20メートルの風で)

建物の南東部分の屋根が剥がれた

☞B「災害 (台風〇〇号) による被害」の認定

区分3 C ・認定された被害を踏まえた復旧工事内容の説明

→南東部分の剥がれた屋根を修繕

⇒査定官より示された「復旧方針」 (原形復旧) により査定

⇒Cの確認

災害 (南東より平均風速20メートルの風) →被害 (南東部分の屋根が剥がれ) → (復旧) 当該部分の屋根を修繕 には関連性がある。

(例) 水災害の場合

- A 災害（24時間雨量200mmが原因で川が増水し、一帯が水没した）
- B 被害（水没により、建物も床上浸水（1m）し、エレベーターの1階部分が故障）
- C 復旧（故障したエレベーターの1階部分を修理した。）

区分1 A ・申請にかかる災害の説明
⇒24時間雨量200mmが原因で川が増水し、一帯が水没した
☞A「24時間雨量200mmが原因」の認定

区分2 B ・認定された災害による被害の説明
⇒水没により、建物も床上浸水（1m）し、エレベーターの1階部分が故障
☞B「災害（24時間雨量200mm）による被害」の認定

区分3 C ・認定された被害を踏まえた復旧工事内容の説明
⇒故障したエレベーターの1階部分を修理した
⇒査定官より示された「復旧方針」（原形復旧）により査定
⇒Cの確認
「災害（24時間雨量200mmが原因で川が増水し、一帯が水没）→被害（水没により建物も床上浸水（1m）し、エレベーターの1階部分が故障）→復旧（故障したエレベーターの1階部分を修理）」には、関連性がある。

(例) 地震災害の場合

暫定版

- A 災害（〇〇県沖でマグニチュード6.5、震源の深さ15kmの地震が発生し、
〇〇市においても震度6強を観測した）
- B 被害（地震の影響により、建物の壁筋交いに20cm程度のひびが入った）
- C 復旧（壁筋交いに生じたひびを修理した）

区分1 A ・申請にかかる災害の説明
⇒ 〇〇県沖でマグニチュード6.5、震源の深さ15kmの地震が発生し、
〇〇市においても震度6強を観測した
☞ A（震度6強の地震が原因）の認定

区分2 B ・認定された災害による被害の説明
⇒ 地震の影響により、建物の壁筋交いに20cm程度のひびが入った
☞ B（災害（震度6強の地震）による被害）の認定

区分3 C ・認定された被害を踏まえた復旧工事内容の説明
→ 壁筋交いに生じたひびを修理
⇒ 査定官より示された「復旧方針」（原形復旧）により査定
⇒ Cの確認
「災害（〇〇市において震度6強の地震）
→被害（地震の影響により、建物の壁筋交いに20cm程度のひびが
入った）→復旧（壁筋交いに生じたひびを修理）には、
関連性がある。